



<ベトナムの AI 法>

2026年6月11日
One Asia Lawyers ベトナム事務所

I. はじめに

ベトナムにおいても AI に関する法規制の整備が本格化しています。企業にとっても、AI ツールの利用やサービスへの組み込み、開発・運用の外部委託、データ・営業秘密の管理など、AI 規制は、グループ全体のコンプライアンス体制にも関わる課題となりつつあります。

ベトナムでは、2026年3月1日に AI に関する法（Law No. 134/2025/QH15、以下「AI 法」）が施行され、AI システムの研究、開発、提供、導入及び利用に関する具体的な法的枠組みが整備されました。企業としては、今後、AI 法を中心に関連規制を確認していく必要があります。

本ニュースレターでは、企業がベトナムで AI を利用・提供するうえで実務上重要となる AI 法のポイントとして、AI 法上の禁止行為、AI システムのリスクに応じた3つの分類、各分類に応じた AI システムごとの義務、開発者・提供者・利用者に課される義務、並びに違反と責任について概説します。

II. AI 法の禁止する行為

AI 法は、一定の行為を禁止しており、これらは大きく分けて以下の①から⑥に分類されます¹。

- ① AI システムの不正利用・悪用、及び AI システムを用いた違法行為や他者の権利侵害、本来の目的を逸脱した AI システムの利用や、これを手段とする違法行為
- ② 欺瞞・支配・搾取を目的とする利用や、有害なディープフェイクコンテンツの作成・拡散等、あわせて、子供・高齢者・障害者など脆弱な立場にある者の脆弱性を利用し、本人又は第三者に損害を与える利用
- ③ データ保護法・個人データ保護法・知的財産法・サイバーセキュリティ法等に違反する形で、AI 活動に必要なデータを収集・処理・利用すること
- ④ 人による監視・管理の仕組みへの干渉や、その無効化、AI システムが人間の制御下に置かれることを妨げる行為
- ⑤ AI システムに関する必須情報・表示・警告の隠蔽や偽造、利用者が必要な情報や警告を得られないようにする行為
- ⑥ 違法な目的での AI の研究活動や、当該研究の悪用

これらの禁止行為は、悪意ある利用のみならず、AI の仕組みや学習データの扱いに対する管理が不十分な場合にも問題となり得ます。企業としては、自社が開発・提供し、又は業務に利用する AI システムがこれらに該当しないことを確認するとともに、特にデータの取得・処理の場面では、個人データ保護法をはじめとする他の関連法令を遵守しているかという点に留意する必要があります。

III. AI システムのリスク分類とリスクに応じた義務

AI 法は、AI システムをリスクの程度に応じて、高リスク、中リスク及び低リスクの三つに分類し、それぞれの分類に応じた義務を定めています。主な分類と義務は以下のとおりです。

¹ AI 法第7条



AI システムの分類	定義	主な義務・留意点
高リスク	生命・健康、組織又は個人の法的権利・正当な利益、重要な公共利益又は国家安全保障に重大な損害を生じさせる可能性のある AI システム	導入前又は重大な変更時の適合性評価、リスク管理、データ・技術文書・ログの管理、人間による監視、透明性確保、インシデント対応、当局・利用者への情報提供、検査・是正対応への協力等が求められます。海外事業者についても、ベトナム国内の窓口又は代理人の設置が必要となり、事前認証が必要な場合には国内拠点の設立が求められる可能性があります。
中リスク	人が AI 又は AI 生成物を利用していることを認識できない結果、事実を誤認し、又は特定の思想・判断に影響若しくは誘導される可能性のある AI システム	透明性確保が中心となります。提供者は AI システムの目的、機能原理、主要入力データ及びリスク管理体制を、導入者は運用、リスク管理及びインシデント対応を、必要に応じて説明できる体制を整える必要があります。また、利用者にも通知・表示義務が課されます。
低リスク	高リスク及び中リスクのいずれにも該当しない AI システム	通常時の義務は比較的限定的ですが、違反の兆候がある場合又は組織・個人の権利・正当な利益に影響を与えるおそれがある場合には、当局の要求に応じてシステム運用を説明する必要があります。

また、医療や教育のように、人の生命・健康・権利や社会の安全に直接関わる「重要分野」で AI を使う場合には、上記の表のリスク分類（高・中・低）に応じた義務に加えて、その分野特有の、より厳格なリスク管理体制の整備が求められます。ここでいう「重要分野」は、高・中・低と並ぶ第 4 の区分ではなく、リスク分類とは別の切り口です。つまり重要分野の AI は、「リスク分類に応じた義務」に「分野ごとの追加の義務」が上乗せされる、いわば二段構えの規制になっているとイメージすると分かりやすいでしょう。

このように、AI 法上の義務はリスク分類によって大きく異なるため、企業は、ベトナム現地法人やベトナム向けサービスで開発・提供・導入・利用している AI システムについて、まずリスク分類を確認し、自社が提供者・導入者・利用者のいずれの立場でどの義務を負うのかを整理することが重要です。

IV. AI システムの関係者に課される義務とインシデント対応

1. AI システムの開発者、提供者、利用者等の義務

AI 法は、AI システムの開発者、提供者、運用者及び利用者に対し、AI システムのリスクに応じた義務を課しています。概要は、以下の表に取りまとめています。もっとも、現時点では詳細なガイドラインは未発行であり、具体的な手続や期限については今後の下位法令を確認する必要があります。



	主な義務・留意点
提供者の義務	提供する AI システムが中リスク又は高リスクに該当する場合、当該リスク分類に関する文書を作成し、科学技術省（MOST： Ministry of Science and Technology）へ届出を行う必要があります。低リスク AI については、基本的な仕組みの公開が推奨されます。リスク分類が不明な場合、提供者は MOST に確認を求めることができます。
利用者の義務	利用者は、AI システムのリスク分類に応じた形で AI システムを利用する必要があります。また、AI システムの仕様変更等によりリスクが上昇する場合には、上昇後のリスク分類に応じた対応が求められます。
検査・監視	高リスク AI については、定期検査又は法令違反の兆候がある場合の検査対象となります。中リスク AI については、報告があった場合の検査・監視、抜き打ち検査、又は当局の評価に基づく検査・監視の対象となる可能性があります。低リスク AI については、インシデント、苦情又は安全上の懸念が生じた場合に限り、検査・監視の対象となります。

2. AI システムに関するインシデント対応の義務

AI システムに関するインシデント対応について、以下の表に記載する義務が定められています。

	インシデント発生時の主な義務
開発者・提供者	AI システムの安全性を確保し、インシデントを迅速に検知・是正する必要があります。重大なインシデントが発生した場合には、緊急の技術的措置を講じた上で、当局へ報告する義務を負います。
運用者・利用者	インシデントを記録・報告し、是正対応に協力する義務を負います。
当局	インシデントの内容を踏まえ、AI システムの運用停止やリスク分類の再評価を求めることができます。

上記のうち、インシデント報告は、AI 法上、所定のポータルを通じて行うことが予定されていますが、報告手順や期限はまだ具体化されていないため、今後制定される下位法令の確認が必要です。

V. 違反時の責任と企業に求められるリスク管理

AI 法又は関連する AI 規制に違反した場合、違反の内容や結果に応じて、行政罰又は刑事罰の対象となる可能性があります。また、AI システムの利用により第三者に損害が生じた場合には、民事上の損害賠償責任も問題となります。

特に、高リスク AI システムが第三者に損害を生じさせた場合、導入者は、当該システムを適切に管理・運用していた場合であっても、原則として損害賠償責任を負うものとされています。ただし、損害が被害者の故意、不可抗力又はやむを得ない事情に起因する場合には、導入者の責任が免除され得ます。

もっとも、導入者が提供者又は開発者との間で責任分担や補償に関する合意をしていれば、その合意に基づき償還を求めることができる可能性があります。また、第三者による不正な妨害又は操作があった場合でも、提供者又は導入者に管理上の過失が認められる場合には、責任を問われる可能性があります。

そのため、企業としては、AI システムのリスク分類を確認するだけでなく、利用規約、開発委託契約、SaaS 契約、ライセンス契約等において、責任範囲、補償、インシデント対応、ログ・データ管理、当局対応への協力義務等を明確にしておくことが重要²です。

VI. おわりに

以上のとおり、AI 法は、AI システムについて、リスクの程度に応じた義務を課す、リスクベースの包括的な規制枠組みを定めるものです。もっとも、AI 法上の義務の詳細や具体的な手続・期限の多くは、今後公布される施行令等の下位法令によって明確化される見込みです。

企業としては、ベトナムで開発・提供・導入・利用する AI システムについて、まずそのリスク分類と自社の立場（開発者・提供者・利用者等）を確認し、これに応じた管理体制を整備するとともに、今後の法令動向を継続的に注視することが求められます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所ネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者紹介> 本記事に関するご照会は以下までお願いいたします。

	<p>松谷亮 One Asia Lawyers ベトナム事務所代表 弁護士</p> <p>日系大手の IT 企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として約 6 年間勤務した後、2019 年よりベトナム法担当として弁護士法人 One Asia に入所、在ホーチミンの英系法律事務所での出向・勤務を経て、2021 年より One Asia Lawyers Vietnam Co., Ltd の代表弁護士へ就任、ホーチミン市在住。ベトナムを中心とするクロスボーダー M&A、企業法務・コーポレートガバナンス、労務・コンプライアンス、不正調査、紛争対応を主要取扱分野とし、職務経験のある IT・製造業の法務案件の他、幅広い業種のクライアントへの対応経験を有する。日本企業によるベトナム進出、買収、合併、組織再編、子会社管理案件に多数関与するほか、近時は、ベトナム上場会社ガバナンス、個人データ保護法（PDPL）対応、内部不正対応案件にも注力している。</p> <p>ryo.matsutani@oneasia.legal</p>
---	--

² AI 法第 29 条



楳 矩輝

One Asia Lawyers ベトナム事務所 アソシエイト

企業法務部において、労働者派遣事業をはじめ、行政機関との連携による BPO 事業、カーボンクレジット関連事業、サイバーセキュリティ関連事業、ならびに障害者アーティスト等の就業支援事業に関与し、各事業に関する法務業務を中心に行ってきた。また、社内における AI 導入プロジェクトへの対応、アーティストの著作権に関する法的検討、ならびに個人情報保護法に基づく社内体制構築にも携わり、デジタル・クリエイティブ分野を含む幅広い法務実務の経験を活かし、ベトナムベトナムにおける企業への法的助言を行い、日本とベトナムの発展に貢献することを目標に活動する。

noriki.yuzuriha@oneasia.legal



[Huynh Thi Thanh Lam](#)

One Asia Lawyers Vietnam Co., Ltd /アソシエイト

Lam は M&A、投資・企業法、労働法、データプライバシー、ライセンスコンプライアンスを専門としており、多様な業界にわたるクロスボーダーおよび国内の M&A 取引に携わり、ベトナムおよび国際的なクライアントに包括的なリーガルサービスを提供してきた。M&A 取引、投資・企業法務、労働・雇用問題、データプライバシーコンプライアンス、ライセンス問題、規制手続き支援などの主要分野で法的サポートを提供している。

lam.huynh@oneasia.legal